明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産を指定する等の件（総務一一三）　一
○地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件（同一一四）　六
○地方税法第三百八十九条第一項第一号の船舶を指定する等の件（同一一五）　一三
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決関係　一八
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　一八
会社その他
会社決算公告　一八

告示

○総務省告示第二十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産を次のように指定し、平成二十三年度分の固定資産税から適用する。

なお、平成二十二年総務省告示第十六号は、廃止する。

平成二十三年一月十七日

総務大臣　片山　善博

一　道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産

1　次に掲げる者が所有する鉄道及び軌道に係る車両

	所有者	価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する道府県知事
(1)	北海道高速鉄道開発株式会社	北海道知事
(2)	津軽鉄道株式会社	青森県知事
(3)	十和田観光電鉄株式会社	同
(4)	弘南鉄道株式会社	同
(5)	三陸鉄道株式会社	岩手県知事
(6)	仙台臨海鉄道株式会社	宮城県知事
(7)	仙台空港鉄道株式会社	同
(8)	秋田内陸縦貫鉄道株式会社	秋田県知事
(9)	山形鉄道株式会社	山形県知事
(10)	会津鉄道株式会社（会津線のみを走行するものに限る。）	福島県知事
(11)	関東鉄道株式会社	茨城県知事
(12)	鹿島臨海鉄道株式会社	同
(13)	上毛電気鉄道株式会社	群馬県知事
(14)	上信電鉄株式会社	同
(15)	秩父鉄道株式会社	埼玉県知事
(16)	埼玉新都市交通株式会社	同
(17)	流鉄株式会社	千葉県知事
(18)	新京成電鉄株式会社	同
(19)	小湊鉄道株式会社	同
(20)	京葉臨海鉄道株式会社	同
(21)	いすみ鉄道株式会社	同
(22)	多摩都市モノレール株式会社	東京都知事
(23)	箱根登山鉄道株式会社	神奈川県知事
(24)	相模鉄道株式会社	同
(25)	江ノ島電鉄株式会社	同
(26)	湘南モノレール株式会社	同
(27)	伊豆箱根鉄道株式会社（大雄山線を走行するものに限る。）	同
(28)	エスエムエルシー・エリダヌス有限会社（相模鉄道株式会社が使用するものに限る。）	同
(29)	エスエムエルシー・パヴォ有限会社（相模鉄道株式会社が使用するものに限る。）	同